

# 青森県報

号外第二十五号

平成二十三年  
三月二十五日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税 務 課) ……
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則……………	(労 政 ・ 能 力 開 発 課) ……
青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………	(農 村 整 備 課) ……

### 告 示

青森県報発行規程の一部を改正する規程……………	(総務学事課) ……
青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額の一部改正……………	(観光企画課) ……
公安委員会	
青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………	(警 務 課) ……

## 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第六号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式のその一の(表)中「海」を「海」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 改正前の青森県税条例施行規則第二号様式のその一の規定により調製した納税通知書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第七号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則(昭和三十三年十月青森県規則百十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「職業訓練」の下に「(職業能力開発校の施設内で行つものを除く。)」を加える。

第十三条第一項中「学生」を「長期間の訓練課程の学生」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 短期間の訓練課程の学生は、校長がする納入の通知により、授業料を校長の指定する日までに納入しなければならない。

第一号様式の注の5及び第三号様式の注の1中「海」を「海」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和三十六年十二月青森県規則第百三三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第一項第二十八号」を「第三条第一項第二十四号」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 点検整備費（電気設備の保守点検のため電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項の規定により選任された主任技術者に係る人件費を含む。）
  - 二 施設管理費
  - 三 施設費
  - 四 調査費
  - 五 諸油脂費
  - 六 整備補修費
  - 七 電力料
- 附則第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百七十三号

青森県報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県報発行規程（昭和五十一年三月青森県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び室」を削る。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県告示第二百七十四号

平成二十一年七月二十一日青森県告示第四百九十六号（青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

「九十五万七千五百円」を「七十六万七千三百円」に改める。

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 公文書類の編集及び保存に関する事。

第四条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第七条の二中「二課」を「三課」に、  
「厚生課」を「総務事務推進課」に改め  
「情報管理課」を「厚生課」に改め  
「情報管理課」に改め  
る。

第七条の四中第九号及び第十号を削り、同条を第七条の五とする。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（総務事務推進課）

第七条の三 総務事務推進課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 知事部局及び関係機関との施策に関する総合調整に関する事。

- 二 警察通信（通信指令課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

- 三 分課（機動捜査隊、交通規制課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。）の庶務の調整及び整理に関する事。

- 四 総務室の総合的な企画、調整及び運用に関する事。

- 五 前各号に掲げるもののほか、総務室内の他の所掌に属しない事。

第九条第五号中「家出人等」を「行方不明者等」に改める。

第十一条の二中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

- 八 手口捜査に関する事。

第十一条の三中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十七条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭